

児童指導員の資格 一覧表

受験資格のもととなる資格	児童福祉事業 ※4
都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校を卒業 ※1	—
社会福祉士	—
精神保健福祉士	—
大学（短期大学を除く）で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（又は相当する課程）を修めて卒業 ※2	—
高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事 ※3	2年
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状取得	—
3年以上児童福祉事業に従事	3年

※1 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部（旧国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部及び教護事業職員養成所養成部を含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。

※2 ① 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学（又は相当する課程）を修めて「大学院を修了した者」「海外の大学を卒業した者」「大学で専修し、飛び級により大学院への入学を認められた者」を含む。

② 「相当する課程」とは、社会福祉学部の各学科や、人間共生学科、子ども学科等のように、社会福祉学・心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学科も含む。

③ 大学の教養科目により、単に、心理学概論や社会学概論などの単位を履修して卒業した場合などは含まない。

※3 「高等学校を卒業」には、「中等教育学校を卒業した者」「12年の学校教育を修了した者」「文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者」を含む。

※4 「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業をいう。〔この表ではそれぞれの該当する資格の場合ごとに必要となる従事期間を示している。〕

第一種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を営営する事業

第二種社会福祉事業

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業